

吹田市立青山台中学校 部活動に係る活動方針

令和8年4月1日

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」を参考に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針（平成30年12月）」に則り策定する。

1. 部活動の目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、自立した人間としての成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 学習指導要領に則り、教育課程外の学校教育活動としての部活動は、教育課程との関連を図りながら運営する。活動に当たっては、本ガイドライン及び本校部活動内規に基づいて実施する。
- (2) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。(様式はこれまでに使用していたものを活用してもよい。)
- (3) 顧問は可能な限り複数で担当し、過度の負担が生じないようにすることが望ましい。
- (4) 生徒の選択の幅を広げ、かつ持続可能な部活動運営のために、スポーツ庁のガイドラインに則り、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備の方向性を探る。
- (5) 吹田市が導入している部活動指導者派遣事業の活用をこれまで以上に進め、生徒への専門的な指導のできる外部指導員の配置を行う。
- (6) スポーツ庁のガイドラインに則り、部活動指導員(学校教育法施行規則に基づいた「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員)等の制度を早急に整備するよう吹田市に対して働きかけるなど、関係諸団体との連携による部活動の指導体制の整備を行う。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で連日活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。(4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 準備や片づけの時間は活動時間に含まない。
- (6) 早朝練習も活動時間を含むが、実施にあたっては、放課後の活動時間を短くするなど、過度の負担とならないよう工夫する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導においても、体罰を加えることはできない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自主性・自発性を損なうことのないよう考慮する。
- (2) 適切な指導方法の追及、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲向上や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 試合や発表会等による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、校長への届け出を必要とする。